

平成30年度第1回空家等対策協議会資料

1 柏市空家等対策協議会とは

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」として設置されています。

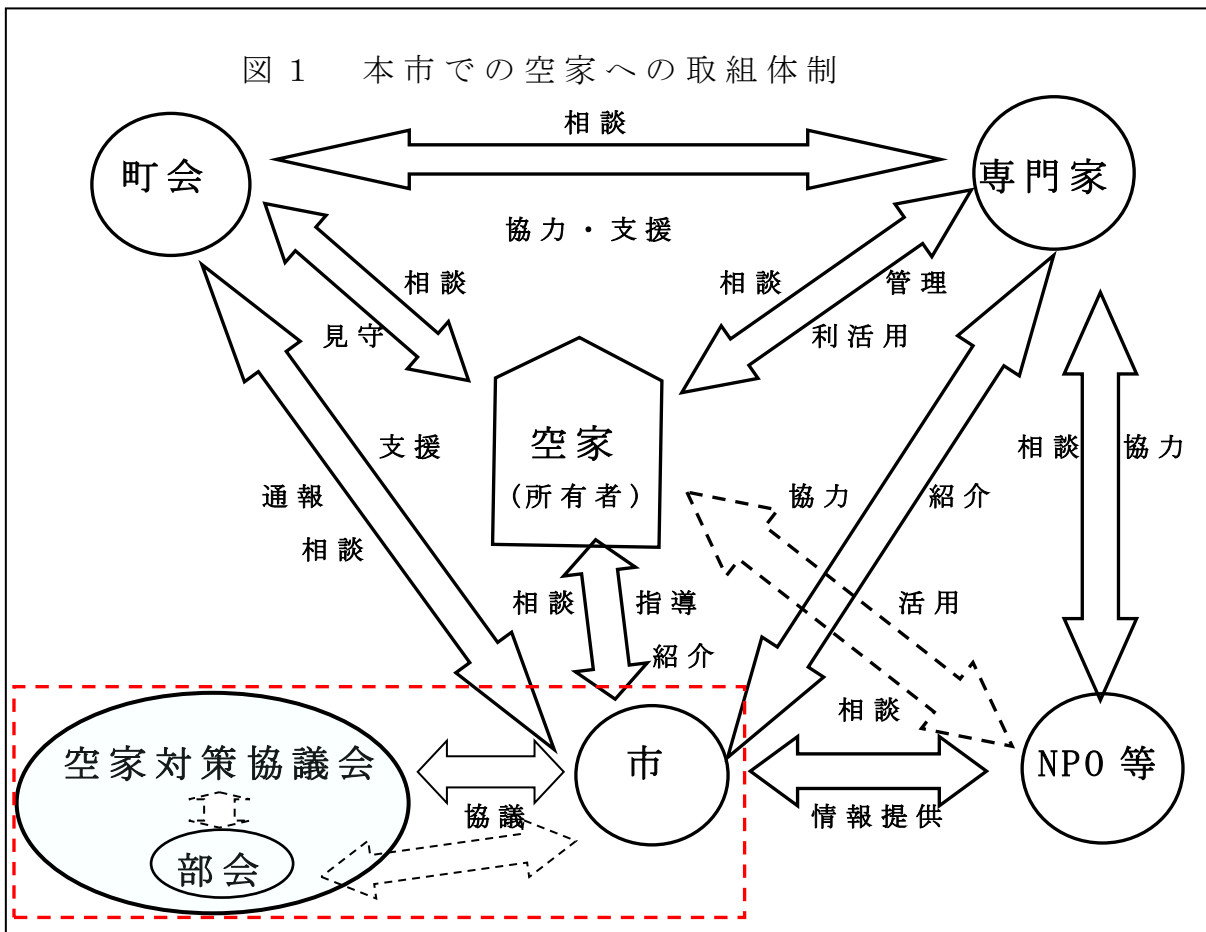
構成員は「市長のほか、地域住民、市議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市長が必要と認める者とされています。

本市では、柏市空家等適正管理条例第9条において、委員は13人以内としています。

今期は、本年に策定された柏市空家等対策計画に掲げた施策の実施に関する協議を行います。

2 部会とは

柏市空家等適正管理条例第10条に基づいて委員5人で構成され、特定空家に対する強い指導（勧告以上）を行うことについて、判断の助言や協議等を頂くことを目的として設置しています。



	計画	進捗
地域団体等	モデル地区（2地区程度）にて、空家等に係る情報共有、空家等の見守り自主活動体制（※）の試行	勉強会実施…1地区 町会で定期的に空家の把握 …2地区（新栄町会・布施新町町会）
専門家団体	相談窓口・相談会への協力 所有者のいない空家等の対応協力（協定締結） 専門知識を活用した自主事業の検討	協定書締結 （無料相談，相談会，講演，相続人調査）
市	相談窓口設置 空家等管理に係る広報 相談会等の実施（3回/年） 所有者のいない空家等の対応（2件） 判断基準の明確化 関係専門家団体との施策協定締結 空家等に係る事業の調整・支援	HPで周知 HP掲載・チラシ窓口配布 希望自治会を町会長会議で募集 相続財産管理人選任の申立（2件） 協定締結 建築士事務所協会事業支援 手賀中学校にて古民家を例にした講義を実施
	指導	75件
	お知らせ	50件
	緊急安全措置	102件
	空家現況調査	256件
	公的な空家活用希望のマッチング事例	2件照会（不成立）

3 柏市空家等対策協議会の今後の開催予定（案）

2019年10月上旬・・・部会開催

2019年11月下旬・・・協議会開催